

いばらき

第486号

雇用ニュース

2022年10月



(コスモス 国営ひたち海浜公園)

◇◇ 雇用に関するご相談はハローワークへ！ ◇◇

－ お も な 内 容 －

- ・ 県内の雇用情勢 2
- ・ ハローワーク便り 3
(ハローワーク石岡で高校生のための就職支援セミナー2022 夏「面接を体験しよう！」を開催しました！
ハローワーク常陸大宮で 公式Twitterを始めました！)
- ・ 事業主の皆さまへ 人材開発支援助成金(人への投資促進コース)のお知らせ . . . 4～5
- ・ 2022年10月1日施行 職業安定法 改正のポイント 6～7
- ・ 茨城県雇用関係主要指標 8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

ハローワーク石岡で高校生のための就職支援セミナー

2022夏「面接を体験しよう！」を開催しました！

詳しくは右ページにてご確認ください。

県内の雇用情勢

令和4年8月 有効求人倍率 1.51倍

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移し、改善の動きがみられるものの、原材料価格の動向や供給面での制約等が雇用に与える影響を引き続き注視していく必要がある。」

新規求人の動き

①新規求人数	16,961 人
前年同月比	8.9 %増 15 か月連続の 増加
・フルタイム	10,075 人 前年同月比 3.5 %増
・パートタイム	6,886 人 前年同月比 17.9 %増
②主要産業別の増減	
増加: 宿泊業, 飲食サービス業 (前年同月比62.1%増)	
情報通信業 (同40.1%増)	
生活関連サービス業, 娯楽業 (同30.0%増)	
卸売業, 小売業 (同27.5%増)	
学術研究, 専門・技術サービス業 (同26.6%増)	
製造業 (同15.2%増)	等
減少: 運輸業, 郵便業 (同7.5%減)	
建設業 (同6.7%減)	等

新規求職の動き

①新規求職者数	7,632 人
前年同月比	0.4 %増 3 か月ぶりの 増加
・フルタイム	4,954 人 前年同月比 0.7 %減
・パートタイム	2,678 人 前年同月比 2.6 %増
②年齢別の状況 (常用求職者)	
・34歳以下の申込状況	
2,157 人 前年同月比	4.8 %減
・60歳以上の申込状況	
1,773 人 前年同月比	3.7 %増

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

茨城県の有効求人倍率全国順位

茨城県	1.51 倍	前月と同水準	(全国 16 番目)
全国	1.32 倍	前月に比べて 0.03 ポイント上昇	

雇用保険の取扱状況

雇用保険受給資格決定件数	2,121 件	前年同月比	9.0 %増	3 か月ぶりの 増加
雇用保険受給資格者実人員	8,911 件	前年同月比	5.4 %減	15 か月連続の 減少
雇用保険被保険者				
資格取得者数	9,116 件	前年同月比	3.5 %増	4 か月連続の 増加
資格喪失者数	10,043 件	前年同月比	8.6 %増	15 か月連続の 増加
うち事業主都合離職者数	387 件	前年同月比	20.2 %増	7 か月ぶりの 増加

(注)雇用保険受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

ハローワーク石岡で 高校生のための就職支援セミナー2022 夏「面接を体験しよう！」 を開催しました！

ハローワーク石岡では毎年、9月16日以降の新規高等学校卒業予定者の採用選考に向けた支援のため、管内各高等学校と連携し就職支援セミナーを実施しています。

今年度は8月22日（月）～26日（金）の1週間に渡り、茨城県立石岡第一高等学校をお借りして実施し、管内各高等学校の就職希望生徒129名の参加がありました。

当セミナーは個別模擬面接、集団模擬面接及び面接時の心構えやビジネスマナーに関する講義等の3部から成り、当所の所長、担当職員及び就職支援ナビゲーターが面接官と講師を担当しました。当日は、本番さながらの模擬面接や入退室方法・身だしなみ等のビジネスマナーを実践し、限られた時間の中で少しでも成果を自分のものにしようとする、生徒たちの懸命な姿勢がうかがえました。



セミナーの様子①



セミナーの様子②

セミナー終了後のアンケートでは、「本番前の良い練習となってよかった。」「学校では体験できないことが体験できて大変良かった。」「自分自身の成長につながった。」「改善点をしっかり指摘してもらえてよかった。」「指導や説明が具体的で分かりやすかった。」などの感想をいただきました。

ハローワーク石岡では、今後も高校生を始めとした新規学校卒業予定者及び既卒者等の就職及び定着支援を積極的に実施してまいります。

公式 Twitter 始めました！

ハローワーク常陸大宮

～就職活動中のみなさまへ～

ハローワーク常陸大宮で求職者のみなさまへ向けたTwitterを9月12日より始めました！

ハローワーク常陸大宮のイベント情報や、職業訓練、面接会の案内等、お仕事探しに役立つ情報を発信していきます。Twitterのフォローよろしくお願いします！



人材開発支援助成金 (人への投資促進コース) 労働者の知識・技能の向上にご活用ください

「人への投資促進コース」とは

- 雇用保険被保険者に対して、職務に関連した専門的な知識と技能の習得を目的として、計画に沿って訓練を実施した場合に、訓練中の賃金と訓練にかかった経費の一部を助成します。
- 自発的な教育訓練を受けるために必要な教育訓練休暇を労働者に与える長期教育訓練休暇等制度を企業に導入し、労働者が実際に教育訓練休暇等を取得した場合に導入経費と教育訓練休暇中の賃金の一部を助成します。

人への投資促進コース 訓練内容や実施目的に応じたメニューがあります eラーニングや通信制による訓練等も、助成対象です。

デジタル／成長分野

高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練

高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練

IT分野未経験

情報技術分野認定実習併用職業訓練

OFF-JTとOJTを効果的に組み合わせた訓練として厚生労働大臣の認定※を受けたIT分野未経験者に対する訓練

※厚生労働大臣の認定制度は、都道府県労働局にお問い合わせください。

サブスクリプション

定額制訓練

多様な訓練の選択・実施を可能とするサブスクリプション型の研修サービスによる訓練

自発的能力開発

自発的職業能力開発訓練

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

教育訓練休暇

長期教育訓練休暇等制度

働きながら訓練を受講するための長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入する事業主への助成

このパンフレットは、「人への投資促進コース」についてのポイントをまとめた簡易版です。
支給要件の詳細は、「人材開発支援助成金（人への投資促進コース）のご案内（詳細版）」を
ご確認の上、ご不明な点は都道府県労働局へお問い合わせください。



厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

PL040901開企01

支給額はどのくらいですか？

訓練メニューに応じて、以下の助成が受けられます

訓練メニュー	対象者	対象訓練	経費助成率		賃金助成額		OJT実施助成額	
			中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
高度デジタル人材訓練	正規 非正規	高度デジタル訓練 (ITスキル水準 (ITSS) レベル3、4以上)	75%	60%	960円	480円	－	
成長分野等人材訓練		海外を含む大学院での訓練	75%		国内大学院 960円		－	
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	正規	OFF-JT+OJTの組み合わせの 訓練 (IT分野関連の訓練)	60% (+15%)	45% (+15%)	760円 (+200円)	380円 (+100円)	20万円 (+5万円)	11万円 (+3万円)
定額制訓練	正規 非正規	定額制訓練 (サブスクリプション型の研修サービス)による訓練	45% (+15%)	30% (+15%)	－		－	
自発的職業能力 開発訓練	正規 非正規	労働者の自発的な職業訓練費用を事業主が負担した訓練	30% (+15%)		－		－	
長期教育訓練 休暇等制度	正規 非正規	長期教育訓練休暇制度 (30日連続休暇取得)	制度導入経費 20万円 (+4万円)		1日当たり 6000円 (+1200円)		－	
		所定労働時間の短縮および 所定外労働時間の免除制度	制度導入経費 20万円 (+4万円)		－		－	

- ・ () 内の助成率 (額) は、生産性の向上が認められる場合に加算される率 (額) です。
高度デジタル人材訓練と成長分野等人材訓練は、当該加算はありません。
- ・ 賃金助成額は1人1時間当たりの額です (※長期教育訓練休暇制度は1人1日当たりの額)。
- ・ OJT実施助成額は1人1訓練当たりの額 (定額) です。
- ・ 賃金助成とOJT実施助成は所定労働時間内の訓練に限ります。
- ・ 経費助成は、受講者1人当たりで次の額を限度としています。

受講者1人当たりの助成限度額

訓練メニュー	実訓練時間数 100H未満	実訓練時間数 100~200H未満	実訓練時間数 200H以上	大学 (一年度当たり)	大学院 (一年度当たり)
高度デジタル人材訓練	30(20) 万円	40(25) 万円	50(30) 万円	150(100) 万円	－
成長分野等人材訓練	－	－	－	－	国内150万円 海外500万円
情報技術分野認定実習 併用職業訓練	15(10) 万円	30(20) 万円	50(30) 万円	－	－
自発的職業能力 開発訓練	7万円	15万円	20万円	60万円	国内60万円 海外200万円

- ・ () 内は大企業の額です。
- ・ 大学・大学院での訓練は、一年度あたりの限度額です。
それ以外の民間の教育訓練機関等で実施される訓練は、一の年間職業能力開発計画 (様式第3-1号) 当たりの限度額になります。
- ・ 定額制訓練に対する助成は、受講者1人当たりの経費助成の限度額はありません。
- ・ 助成率・額の詳細や生産性要件は、詳細版パンフレットをご確認ください。

職業安定法 改正のポイント

求職者が安心して求職活動ができる環境の整備と、マッチング機能の質の向上を目的として、「求人等に関する情報の的確な表示の義務化」、「個人情報の取扱いに関するルールの整備」、「求人メディア等に関する届出制の創設」の改正が行われました。

1 求人等に関する情報の的確な表示が義務付けられます

各事業者に対して、求人等に関する①～⑤の情報すべての的確な表示が義務付けられます。

- ① 求人情報 ② 求職者情報 ③ 求人企業に関する情報
④ 自社に関する情報 ⑤ 事業の実績に関する情報

求人企業の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の措置を行うなど、求人情報を正確・最新の内容に保たなければなりません。

- 募集を終了・内容変更したら、速やかに求人情報の提供を終了・内容を変更する。
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者を活用している場合は、募集の終了や内容変更を反映するよう依頼する。
- いつの時点の求人情報かを明らかにする
- 求人メディア等の募集情報等提供事業者から、求人情報の訂正・変更を依頼された場合には、速やかに対応する。

職業紹介事業者、募集情報等提供事業者の義務

虚偽の表示・誤解を生じさせる表示はしてはなりません。また、以下の求人情報・求職者情報を正確・最新の内容に保つ措置を講じなければなりません。

全ての事業者	● 求人情報・求職者情報の提供中止や訂正を求められたら、遅滞なく対応する。 ● 求人情報・求職者情報が正確・最新の内容でないことを確認したら、遅滞なく情報提供依頼者に訂正があるかを確認するか、情報の提供を中止する。
職業紹介事業者	● 求人者・求職者に定期的に求人情報・求職者情報が最新かどうか確認する。 - または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
依頼を受けて情報を提供する募集情報等提供事業者	● 情報提供依頼者に、募集が終了した場合や求人情報・求職者情報の内容変更について速やかに通知するよう依頼する。 - または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。
自ら収集した情報を提供する募集情報等提供事業者	● 求人情報・求職者情報を定期的に収集・更新し、その頻度を明らかにする。 - または ● 求人情報・求職者情報の時点を明らかにする。

2 個人情報の取扱いに関するルールが新しくなります

求職者の個人情報を収集する際には、求職者等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的を、ウェブサイトに掲載するなどして、明らかにしなくてはなりません。

- | | |
|---|--|
| × | 「募集情報等提供のために使用します」とのみ表示。 |
| ○ | 「求人情報に関するメールマガジンを配信するために利用します」と表示。
「会員登録時に入力いただいた情報を、当社の会員企業に提供します」と表示。 |

3 求人メディア等について届出制が創設されます

従来の求人メディア・求人情報誌だけでなく、インターネット上の公開情報等から**収集（クローリング）した求人情報・求職者情報を提供するサービス等**を行う事業者も職業安定法の「**募集情報等提供事業者**」になりました。

特定募集情報等提供事業者の届出

特定募集情報等提供事業者（**求職者に関する情報※を収集する募集情報等提供事業者**）に、**届出制**が導入されます。

また、年に1度、提供している募集情報等の規模等の**事業の概況を報告**する必要があります。

※「求職者に関する情報」には、氏名等の特定の個人が識別できる個人情報だけでなく、メールアドレスや経歴、サイトの閲覧履歴等を含みます。



令和4年10月1日時点で特定募集情報等提供事業を行っている事業者は、令和4年12月31日までに届け出る必要があります。

届出が「必要」な例

- ・会員登録を求めている場合
- ・メールアドレスを集めて配信している場合
- ・閲覧履歴に基づく情報提供をしている場合

届出が「不要」な例

- ・紙媒体でのみ情報提供している場合

個人情報の保護

特定募集情報等提供事業者も、**職業安定法の個人情報に関する規定の対象**となります。

- ・業務の目的の範囲内で個人情報を収集・使用・保管しなくてはなりません。
- ・業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなりません。
- ・個人情報をみだりに第三者に提供してはなりません。

さらに詳しく知るための情報

■厚生労働省ウェブサイト

2022（令和4）年職業安定法改正に関する情報やQ & A、届出の記載例を公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000172497_00003.html

■人材サービス総合サイト

職業紹介事業者の一覧や事業実績を公開しています。

2022年10月以降は、届け出た特定募集情報等提供事業者の一覧を公開します。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>



都道府県労働局 問い合わせ先

労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号	労働局	課 室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富 山	需給調整事業室	076-432-2718	島 根	職業安定課	0852-20-7017
青 森	需給調整事業室	017-721-2000	石 川	需給調整事業室	076-265-4435	岡 山	需給調整事業室	086-801-5110
岩 手	需給調整事業室	019-604-3004	福 井	需給調整事業室	0776-26-8617	広 島	需給調整事業課	082-511-1066
宮 城	需給調整事業課	022-292-6071	山 梨	需給調整事業室	055-225-2862	山 口	需給調整事業室	083-995-0385
秋 田	需給調整事業室	018-883-0007	長 野	需給調整事業室	026-226-0864	徳 島	需給調整事業室	088-611-5386
山 形	需給調整事業室	023-626-6109	岐 阜	需給調整事業室	058-245-1312	香 川	需給調整事業室	087-806-0010
福 島	需給調整事業室	024-529-5746	静 岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛 媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨 城	需給調整事業室	029-224-6239	愛 知	需給調整事業第一課	052-219-5587	高 知	職業安定課	088-885-6051
栃 木	需給調整事業室	028-610-3556	三 重	需給調整事業室	059-226-2165	福 岡	需給調整事業課	092-434-9711
群 馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋 賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐 賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼 玉	需給調整事業課	048-600-6211	京 都	需給調整事業課	075-241-3225	長 崎	需給調整事業室	095-801-0045
千 葉	需給調整事業課	043-221-5500	大 阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303	熊 本	需給調整事業室	096-211-1731
東 京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	兵 庫	需給調整事業課	078-367-0831	大 分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業第二課	03-3452-1474	奈 良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮 崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新 潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥 取	職業安定課	0857-29-1707	沖 縄	需給調整事業室	098-868-1637

茨城県雇用関係主要指標

項 目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全 数	雇 用 保 険 受 給 者 実 人 員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 34歳以下 の者	うち 60歳以上 の者	求人全数	求職全数		
元年度月平均	19,036	3,870	14,993	8,550	2,505	1,926	54,463	34,386	2,741	7,444
2年度月平均	16,389	3,328	12,870	8,191	2,282	1,955	46,363	36,398	2,224	9,184
3年度月平均	18,111	4,049	13,865	8,091	2,237	2,055	51,492	37,401	2,225	8,386
3 年 4 月	18,475	4,065	14,203	11,428	2,810	3,710	49,334	40,137	2,637	7,665
5	14,290	3,236	10,887	8,018	2,227	2,153	46,697	39,586	2,204	8,099
6	18,973	4,124	14,633	8,210	2,329	1,922	49,273	38,695	2,460	9,025
7	18,000	3,995	13,801	7,540	2,135	1,796	48,826	36,721	2,219	9,349
8	15,580	3,538	11,870	7,602	2,266	1,709	49,744	36,341	1,864	9,415
9	17,417	4,038	13,194	7,653	2,237	1,878	49,157	36,337	2,103	9,067
10	20,311	4,820	15,222	8,474	2,435	2,008	51,223	37,634	2,131	8,580
11	18,250	3,884	14,144	7,308	2,069	1,737	53,811	37,675	2,142	8,700
12	17,216	4,135	12,919	5,727	1,525	1,413	53,206	35,648	2,107	8,174
4 年 1 月	21,788	4,545	16,999	8,424	2,272	2,058	55,222	35,708	1,795	7,820
2	17,882	3,862	13,817	7,969	2,124	1,955	55,213	36,226	2,075	7,426
3	19,155	4,346	14,626	8,744	2,414	2,317	56,196	38,109	2,965	7,308
4 年 4 月	18,961	4,101	14,531	10,442	2,585	3,492	53,226	39,554	2,411	6,714
5	16,748	3,654	12,873	8,914	2,313	2,580	52,367	40,065	2,347	7,465
6	20,432	4,623	15,571	8,019	2,262	1,959	54,296	39,007	2,383	8,037
7	18,789	4,120	14,425	7,164	2,052	1,787	53,977	37,032	2,088	8,272
8	16,961	3,777	12,961	7,632	2,157	1,773	54,237	36,445	1,992	8,911

項 目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)										全 国 完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値) %		
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国				
元年度月平均	2.23	2.35	1.59	1.56	▲ 3.2	▲ 5.4	▲ 3.4	▲ 2.6	▲ 6.5	▲ 8.3	6.3	3.8	162	2.3		
2年度月平均	2.00	1.89	1.27	1.10	▲ 13.9	▲ 20.8	▲ 4.2	▲ 1.8	▲ 17.6	▲ 16.8	23.4	22.5	199	2.9		
3年度月平均	2.25	2.09	1.38	1.16	10.5	10.2	▲ 1.2	0.1	0.04	1.5	▲ 8.7	▲ 8.7	191	2.8		
3 年 4 月	2.15	1.90	1.31	1.09	29.0	15.2	19.6	14.5	7.7	15.9	8.5	23.6	211	2.8		
5	1.97	2.15	1.33	1.10	▲ 4.3	7.7	7.5	▲ 0.8	30.9	29.1	0.1	8.4	213	2.9		
6	2.38	2.10	1.39	1.13	20.6	5.4	▲ 13.5	▲ 14.1	6.0	7.8	▲ 11.4	▲ 1.8	207	2.9		
7	2.24	2.03	1.40	1.14	11.7	8.3	▲ 10.8	▲ 7.7	▲ 2.1	▲ 5.3	▲ 15.0	▲ 9.0	193	2.8		
8	2.00	2.00	1.39	1.15	2.6	10.0	2.5	3.9	▲ 2.9	▲ 1.8	▲ 14.2	▲ 11.6	194	2.8		
9	2.33	2.05	1.37	1.15	7.3	6.6	▲ 6.1	▲ 0.1	▲ 10.5	▲ 1.4	▲ 17.0	▲ 16.0	194	2.8		
10	2.18	2.03	1.36	1.16	6.5	8.7	▲ 1.5	▲ 3.6	▲ 11.1	▲ 6.9	▲ 15.9	▲ 18.1	184	2.7		
11	2.24	2.08	1.36	1.17	12.3	12.3	6.0	10.0	2.1	2.3	▲ 5.8	▲ 13.2	183	2.8		
12	2.45	2.19	1.34	1.17	16.9	12.2	▲ 4.5	2.8	6.2	▲ 0.9	▲ 6.4	▲ 13.0	173	2.7		
4 年 1 月	2.29	2.16	1.38	1.20	12.7	14.6	5.2	6.0	▲ 2.6	1.7	▲ 4.6	▲ 11.6	185	2.8		
2	2.26	2.21	1.42	1.21	4.5	9.5	▲ 5.9	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 3.3	▲ 4.0	▲ 13.9	180	2.7		
3	2.49	2.16	1.45	1.22	8.4	7.5	▲ 10.7	▲ 3.8	▲ 8.5	▲ 9.1	▲ 7.2	▲ 15.2	180	2.6		
4 年 4 月	2.40	2.19	1.44	1.23	2.6	12.3	▲ 8.6	▲ 3.6	▲ 8.6	▲ 8.1	▲ 12.4	▲ 15.8	188	2.5		
5	2.17	2.27	1.48	1.24	17.2	17.2	11.2	15.4	6.5	2.2	▲ 7.8	▲ 1.6	191	2.6		
6	2.57	2.24	1.51	1.27	7.7	12.0	▲ 2.3	3.3	▲ 3.1	▲ 0.4	▲ 10.9	▲ 4.3	186	2.6		
7	2.35	2.40	1.51	1.29	4.4	12.8	▲ 5.0	▲ 5.0	▲ 5.9	▲ 2.3	▲ 11.5	▲ 9.6	176	2.6		
8	2.30	2.32	1.51	1.32	8.9	15.1	0.4	1.3	6.9		▲ 5.4	▲ 4.4				

- (注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
2. 新規求職申込件数の「うち34歳以下の者」、「うち60歳以上の者」とは、パートを含む常用。
3. ▲印は減少を示す。
4. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。
5. 令和3年12月以前の季調値は令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
6. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。